

藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2014 年（平成 26 年）5 月 15 日（木）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
 - (1) 教科用図書調査書の写しを各教育委員が事務局に求めていただく請願
- 5 議 事
 - (1) 議案第 2 号 第 2 期藤沢市教育振興基本計画について
 - (2) 議案第 3 号 第 2 期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について
 - (3) 議案第 4 号 第 2 期藤沢市教育振興基本計画の策定について（諮問）
 - (4) 議案第 5 号 平成 27 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
 - (5) 議案第 6 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
 - (6) 議案第 7 号 平成 27 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
 - (7) 議案第 8 号 藤沢市社会教育委員の委嘱について
 - (8) 議案第 9 号 公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (9) 議案第 10 号 藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 6 その他
 - (1) 「地震－そのとき学校は－2014 年（平成 26 年）改訂版」について
 - (2) 「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査（市町村立学校）」の結果について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	小 林 誠 二	生涯学習部参事	小 野 政 行
教育部参事	杉 山 哲 己	教育部参事	村 上 孝 行
教育部参事	神 尾 友 美	教育指導課長	小 木 曾 貴 洋
学校施設課長	佐 藤 謙 一	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	佐 藤 繁	生涯学習総務課主幹	織 部 朋 子
教育総務課主幹	田 邊 義 博	スポーツ推進課主幹	牧 野 行 雄
学校教育企画課主幹	石 井 宏 樹	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あ を い
教育指導課主幹	松 原 保		
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

井上委員長

ただいまから藤沢市教育委員会5月定例会を開会いたします。

この5月から阪井委員長の後任として委員長に就任しました井上でございます。よろしくお願いいたします。

教育委員会の委員を仰せつかり、まだ1年しかたっておりませんけれども、前回の定例会において、このたび委員長という重責の職を仰せつかることになりました。阪井前委員長におかれましては、大変落ち着かれた姿勢と冷静な判断で立派にリーダーを取ってこられました。変化の激しい教育委員会を取りまとめられ、非常に立派な功績を残されたと感じております。教育委員会の中にはまだまだ多くの課題や懸案事項が山積している中で、阪井前委員長の後任として非常に重要な役を仰せつかり、改めて職責の重さに身が引き締まる思いでございます。行き届かないこともあろうかと存じますが、皆様方のご協力を得ながら大役を果たすべく努力をしまいたいと考えておりますので、1年間よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

それでは、本日の会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2番・赤見委員、3番・阪井委員にお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番・赤見委員、3番・阪井委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

井上委員長

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

次に、教育委員会に対し請願が提出されました。請願(1)「教科用図書調査書の写しを各教育委員が事務局に求めていただく請願」を議題といたします。書記の説明を求めます。

西山教育総務課課長補佐

請願(1)「教科用図書調査書の写しを各教育委員が事務局に求めていただく請願」について、ご説明いたします。請願者は、みんなの教育・ふじさわネット 代表 松本 一郎氏 でございます。請願内容については1ページから2ページまでの請願書に記載のとおりです。なお、

請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申し立てがありましたので、ご報告申し上げます。

井上委員長 書記の説明が終わりました。はじめに、請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いします。

赤見委員 教科書採択は、教育委員の責任と権限において静ひつな環境のもとで行うこととされており、私たち教育委員に任されております。いろいろなご意見があることは承知しておりますけれども、教科用図書調査書はもちろんのこと、さまざまな立場からの意見を参考にして、藤沢市教科用図書採択審議委員会の報告を踏まえ、今後も静ひつな環境のもとで教科書採択を行っていきたいと考えておりますので、請願者の陳述を聞くことは必要ないのではないかと考えます。

関野委員 赤見委員と同意見ですが、藤沢市の教科書採択方針に「公正かつ適正を期し採択する」という方針が出ており、我々教育委員の責任と権限で決めていきたいと思っておりますので、意見陳述は必要ないと思います。

阪井委員 赤見委員、関野委員と同じ考えです。教育委員の責任として藤沢市の子どもたちにとって一番いい教科書、それを公正に選んでいきたいと考えております。今回、請願は受理しておりますので、それをしっかり読ませていただきたいと思っておりますが、陳述の必要はないと考えます。

吉田委員 私も他の3人の委員と同意見です。教科書の採択に関しては教育委員として責任を持って当たりたいと思えますし、静ひつな環境を保ちたいと考えますので、陳述書については十分に読ませていただきますが、意見陳述は必要ないと思います。

井上委員長 教科書採択については、教育委員の権限と責任において行っていくものであり、いろいろなご意見があると思いますが、私たちに任せていただくということから陳述は必要ないということで、陳述は不許可とすることによってよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、請願者からの意見陳述については不許可とすることにいたします。

次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 請願(1)教科用図書調査書の写しを各教育委員が事務局に求めていただく請願について、ご説明いたします。

請願事項は、1点目として、教科用図書調査書の写しを各教育委員が事務局に求めていただきたいというもの、2点目として、教科用図書調査書を十分に考慮して審議決定していただきたいというものです。本年度の藤沢市教科用図書の採択方針は、まだ決定しておりませんが、本市における

これまでの教科用図書の採択方針では、国・県・市の資料等を踏まえて採択を行っております。神奈川県平成 27 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針では、市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択する場合、教科用図書採択地区に教科用図書採択地区審議会などを置くことが望ましいとしており、教科用図書採択地区審議会の機能として教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成することとなっております。

本市のこれまでの教科用図書の採択におきましては、藤沢市教科用図書の採択方針にのっとり、各学校長に教科用図書の調査・研究を行わせ、採択を行う教育委員の研究資料の 1 つとして、教科用図書調査書を提出させております。また、藤沢市教科用図書採択審議委員会に諮問を行い、その答申も参考に調査研究を進めております。このように、教育委員は、教科書見本本の内容を研究するとともに、採択のために作成された資料の研究を行い、そして教科用図書採択においては教科用図書調査書を含めて、研究したことや、藤沢市教科用図書採択審議委員会の答申を踏まえて協議し、採択権者としての判断と責任において、決定しているものです。

井上委員長

請願に対する事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。ご意見をお願いいたします。

赤見委員

請願の文書は拝見いたしましたけれども、教科用図書の採択については、採択の手順としても段階を踏んでおり、教科用図書調査書を含めたさまざまな意見を参考にして、各委員の見識に基づいて議論をして、採択を行うという流れになっております。また、教育委員会会議は公開で行っておりますので、公開の場で審議をしながら採択を行っていくわけです。文部科学省から示されております見解等でも教育委員みずからの権限と責任のもと、審議会の報告を踏まえて採択を行っていくこととあります。ここに出されている請願事項の 1 については、内容は十分理解できますけれども、この請願については不採択としたいと考えます。

吉田委員

ただいまの事務局の説明にもありましたが、教育委員に出される資料は大変たくさんありまして、さまざまな意見を参考にするという意味での資料と考えます。また、審議委員会を開催して、その答申を受けるという状況がありますので、あくまでも教育委員の責任のもとで教科書を採択していきたいと考えますので、今回の請願については不承承としたいと思いません。

関野委員

請願の内容は、教科用図書調査書の写しを事務局に求めてくださいということですが、事務局から説明があったとおり、調査書については当然見るべきものでありますし、それを踏まえていろいろな資料を調査・研究して責任を持って採択したいと思っておりますので、今回の請願につ

いては不採択でいいと思います。

阪井委員

3人の委員の考えと同じです。まず、今年度の藤沢市の教科用図書採択方針に基づきさまざまな意見を勘案し、責任を持って藤沢市の児童生徒の状況をよく把握し、公正そして公平に選んで採択していきたいと考えておりますので、請願文についてはしっかり読ませていただきますが、今回の請願については不採択としたいと思います。

井上委員長

皆さんのご意見をまとめますと、私たちはさまざまな資料を読ませていただいているということに基づいて議論して採択を行うということですし、文部科学省からも教育委員みずからの権限と責任のもとに審議会の報告等を踏まえて採択を行っていくこととありますので、本件については不採択とのご意見でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長

それでは、採決いたします。請願（1）教科用図書調査書の写しを各教育委員が事務局に求めていただく請願は、不採択ということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長

調査書の中身については当然読ませていただくということですが、みずからの責任で決めていきたいと思っております。これらの考え方は請願権を否定するものではないということをごさいます。日本国民として請願権が保障された権利であることは重々承知しているということをつけ加えさせていただきます。

それでは、請願（1）教科用図書調査書の写しを各教育委員が事務局に求めていただく請願は、不採択としたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

これより議事に入ります。

議案第2号第2期藤沢市教育振興基本計画についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事

議案第2号第2期藤沢市教育振興基本計画について、説明いたします。この議案を提案したのは、平成23年度に策定した藤沢市教育振興基本計画について、昨年6月、国におきましては第2期教育振興基本計画が策定されたこと、さらに今年4月には藤沢市市政運営の総合指針2016が策定されたことを受け、現行の計画を見直す必要があることから提案するものです。

第2期藤沢市教育振興基本計画の見直しに係る今後のスケジュール（案）ですが、2月、3月、4月と教育委員会の協議会等におきましても報告させていただいたところですが、その内容を集約したものです。大ま

かな予定としては5月に策定委員会を立ち上げ、ご検討いただき、教育委員会並びに議会等へ随時報告をさせていただきながら、来年4月の策定を目途に進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第2号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第2号第2期藤沢市教育振興基本計画については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第3号第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事 議案第3号第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

この議案を提案いたしましたのは、議案第2号第2期藤沢市教育振興基本計画の策定にあたり、第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命する必要があることから提案するものです。

策定委員会は学識経験者、地域関係者、学校関係者7名の委員で構成し、検討をお願いしてまいります。委員の任期については、第1回の策定委員会の開催日である5月27日から答申するまでといたします。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第3号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第3号第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第4号第2期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事 議案第4号第2期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)について、ご説明いたします。この議案を提案いたしましたのは、第2期藤沢市教育振興基本計画を策定するにあたり、第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、策定委員会に諮問する必要

があることから提案するものです。諮問文は8ページに記載のとおりです。
それでは議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第4号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 諮問の相手方は、第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員長となっておりますが、議案第3号で7名の委員が任命・委嘱されましたけれども、委員長が決まっていれば教えてください。決まっていない場合は、第1期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員長の選出区分を教えてください。

石井学校教育企画課主幹 本委員会の委員長は、第1回策定委員会において互選で決定することになります。

赤見委員 互選にて、第1期の選出区分は学識経験者でしょうか。

石井学校教育企画課主幹 そのとおりです。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第4号第2期藤沢市教育振興基本計画の策定について(諮問)は、原案のとおり決定いたします。

XX

井上委員長 次に、議案第5号平成27年度使用藤沢市教科用図書の採択方針についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 議案第5号平成27年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について、ご説明いたします。提案理由は、平成27年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるものです。

10ページの策定方針の前文は、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定めている旨を述べています。1の基本的な考え方は3点で、(1)国、県、市の資料等を踏まえて採択する。今年度は文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成27年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」、「平成27年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会の答申を踏まえて、小学校用教科用図書と特別支援教育関係教科用図書の採択替えを行います。なお、中学校用教科用図書については、平成25年度採択と同じものを採択します。(2)公正かつ適正を期し採択する。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行います。(3)学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同施行令第 14 条に基づき次のようにいたします。

(1) 小学校教科用図書は採択替えの年となっており、小学校用教科書目録(平成 27 年度使用)に登載されているもののうちから採択します。(2) 中学校教科用図書は平成 25 年度採択と同一のものを採択します。(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第 9 条図書」のうちから採択します。「附則第 9 条図書」とは、学校教育法附則第 9 条に規定されている図書のことです。附則第 9 条には、特別支援学校や特別支援学級では、教科用図書以外の図書を使用することのできる旨が記されています。つまり一般の図書を教科用図書として使用することができるということです。

3 採択の日程は、教科書採択に係わる大まかな日程を記載しています。

(1) は小学校教科用図書採択日程で、アは教科用図書見本の展示、イは小学校長による調査研究、ウは審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命、エは諮問について、オは答申について、カは採択についての日程です。

(2) は中学校教科用図書採択日程です。

(3) は特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程です。アは特別支援学校長及び特別支援学級設置校長による調査研究、イは諮問について、ウは答申について、エは採択についての日程です。なお、12 ページ以降に資料として神奈川県教育委員会の通知及び文部科学省からの通知を添付してあります。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

関野委員 平成 27 年度ということですがけれども、前回の 4 年前と比べて変わったところがあればご説明いただきたいと思います。

小木曾教育指導課長 今年度の採択方針については、県、国からの通知も大きく変わっておりませんので、前回と大きく変わったところは特にございません。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 5 号平成 27 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 6 号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命

について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 議案第6号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が2014年（平成26年）5月31日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要によるものです。1の委嘱等する者ですが、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員は、規則第2条の規定により16名以内となっております。今回、提案いたしました委員に関しては、ご審議いただきます小学校用教科用図書が11種目、253点であることから、16名の委員を挙げております。選出区分は市立小学校長から7名、市立中学校長から1名、市立特別支援学校長から1名、小学校教育研究会から3名、中学校教育研究会から1名、保護者から3名の計16名です。

それでは、議案文を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第6号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

関野委員 小学校から7名の校長と中学校から2名の校長ということですが、全部で55校の校長の中から選ばれたプロセスを教えてください。

小木曾教育指導課長 委員選出のプロセスということですが、本来でしたら全員ということも考えられないこともないのですが、16名の委員という枠になっておりますので、校長会に依頼し、推薦をしていただいております。

阪井委員 同じく保護者3名の委員選出のプロセスをお聞かせください。

小木曾教育指導課長 3名の保護者ですが、2名は市P連からの推薦、もう1名は特別支援学校のPTAから出ております。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長 それでは、議案第6号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

XX

井上委員長 次に、議案第7号平成27年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）を上程いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 議案第7号平成27年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）、についてご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき諮問する必要によるものです。それでは諮問文を読み、説明に換えさせていただきます。

「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

藤沢市教育委員会

委員長 井上公基

平成 27 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は 2014 年（平成 26 年）5 月 15 日の教育委員会会議において、「平成 27 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「平成 27 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「平成 27 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」「平成 27 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申してくださいよう、ここに諮問します。」

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 7 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員長 公正かつ適正を期して、学校、児童生徒、地域等の特性を踏まえてご審議くださるようお願いいたします。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長 それでは、議案第 7 号平成 27 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）は、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 8 号藤沢市社会教育委員の委嘱についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

上野生涯学習部参事 議案第 8 号藤沢市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員のうち学校教育関係者 2 名に欠員が生じたため、社会教育法第 15 条第 2 項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき補欠の委員を委嘱する必要によるものです。委員構成は、藤沢市立小学校長会及び鎌倉湘南地区県立高等学校長会から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものです。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第8号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 前任者が辞めた理由は、恐らく選出区分の校長が3月31日に委員を辞職されたことによるものだと思いますが、そうすると今年4月1日から5月15日まで2名は欠員だったと理解してよろしいのでしょうか。そしてその間、委員会は開かれなかったのでしょうか。

織部生涯学習総務課主幹 2名の校長の委員を辞められた理由は、退職と他の地区に転任されたため欠員となったものです。退職された方は3月31日、転任された方は4月1日づけで転任されておりますので、4月1日から5月15日現在まで、委員は欠員という状況になっておりますが、社会教育委員会議自体は毎月行うことになっておりますので、4月と5月については欠員のまま開催しております。

赤見委員 これまでもその2ヵ月間は欠員のまま委員会議が開かれるということでしょうか。

織部生涯学習総務課主幹 おっしゃるとおり、4月、5月も社会教育委員会議は開催されておりますが、欠員のまま開催いたしました。今回、議案が承認されましたら、6月からは15人全員そろった形で会議を開く予定です。

井上委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第8号藤沢市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

井上委員長 次に、議案第9号公民館運営審議会委員の委嘱について、上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

上野生涯学習部参事 議案第9号公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。この議案を提出しましたのは、公民館運営審議会委員のうち学校教育関係者1名に欠員が生じたため、社会教育法第30条第1項及び藤沢市公民館条例第4条の規定に基づき補欠の委員を委嘱するためです。委員候補者については藤沢市立小学校長会から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第9号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第9号公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第10号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

小野生涯学習部参事 議案第10号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市スポーツ推進審議会委員のうち関係行政機関の職員1名に欠員が生じたため、藤沢市スポーツ推進審議会条例第2条及び第3条並びに第4条の規定に基づき補欠の委員を任命するためです。委員候補者については、藤沢市立小学校長会から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第10号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 議案第9号及び議案第10号の委員は同じ方で、選出区分が学校教育関係者となっている第9号では「委嘱する」、選出区分が関係行政機関の職員となっている議案第10号では「任命する」となっていますが、任命と委嘱の違いを教えてください。

牧野スポーツ推進課主幹 スポーツ推進審議会条例第2条に「審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する」とうたわれておりますので、任命させていただいております。

上野生涯学習部参事 公民館運営審議会委員の委嘱の関係では、社会教育法第30条に基づき、教育委員会が委嘱をするようになっておるため、その文言を使っております。

赤見委員 議案第6号は「藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について」と、明確に委嘱又は任命と分けてあり、選出区分には市立学校長、教育研究会会員等で、「藤沢市内の小中学校長は任命」とあって、保護者は「委嘱」という明確な区分けは何となく理解できますが、第9号と第10号は同じ方が選出区分の文言の違いによって、片や委嘱、片や任命ということが理解できなかったのが質問しました。

中島生涯学習部長 一般的に条例・規則に基づく委員を委嘱又は任命するときは、外部の方については委嘱になります。市の職員がその委員を兼ねるときは任命になります。議案第6号の方はそれが記載されております。議案第10号のスポーツの方は条例で任命になっておりましたので、「任命」にしたのだと思いますが、先ほど説明した部分と若干矛盾するところがありますの

で、調べてあらためて説明させていただければと思います。

井上委員長

それでは、「委嘱」「任命」については、調べていただいて報告していただきしたいと思います。

他になければ、この部分は検討していただくということで原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、議案第 10 号藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

その他に入ります。

(1)「地震－そのとき学校は－2014年(平成26年)改訂版」について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長

「地震－そのとき学校は－2014年(平成26年)改訂版」について、ご説明いたします。(議案書参照)

1 「地震－そのとき学校は－」の変遷は、市教育委員会では、昭和51年3月に市立小・中及び特別支援学校の教職員向けに、「地震－そのとき教師は－」を作成し、日常教育活動の中での地震対策や東海地震警戒宣言発令時の対応等、学校における地震災害対策の基準を示してまいりました。その後、阪神淡路大震災、新潟県中越地震を教訓に、直下型地震に対する対応や避難施設運営開始までの体制整備等を盛り込み、「地震－そのとき学校は－」として改訂いたしました。

そして、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年に大規模地震における学校の取るべき対応や津波災害への対策等を補充し、改訂してきたものです。

2 「本改訂の目的」では、国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画が修正されたことを受け、平成25年7月に藤沢市地域防災計画が改訂されました。本市における災害対策の大綱という位置づけである地域防災計画の改訂を踏まえ、「地震－そのとき学校は－」についても改訂を行ったものです。

今回の改訂のポイントは(1)は、改訂された藤沢市地域防災計画との整合性を図ること。(2)は、新たな情報発信手段の情報提供を図ること。

(3)は、学校の実態に即した防災対策を検討すること。(4)は、新たな基準や表現の変更を周知すること、以上4点の課題について整理しております。

3 「改定版の構成」では、本改定版については、5つの構成から成り立っており、Ⅰ 大規模地震が発生したときの対応、Ⅱ 日常における学校

防災対策、Ⅲ 東海地震について、Ⅳ 資料、Ⅴ 風水害対策編です。主に今回改訂いたしましたのは、Ⅰの大規模地震が発生したときの対応についてです。

4 「主な改訂内容」については表で示しております。(1) 改訂された藤沢市地域防災計画との整合性ですが、改訂のポイントとしては3点で、1点目は大規模地震の定義についてで、気象庁又は藤沢市で震度5弱以上を観測された場合。2点目は津波避難対象校についてで、津波避難対象地域が指定されたことを受け、津波に対する避難を行う学校を、津波浸水想定区域又は津波避難対象地域に設定された学校とすることにより、避難対象校を8校といたしました。3点目は、学校防災対策本部の設置についてで、藤沢市内に設置してある震度計が震度4以上を観測した場合に、各学校においても学校防災対策本部を設置することとしました。

(2) 「新たな情報発信手段の情報提供」では、改訂のポイントは2点で、1点目は、藤沢市における情報ツールで、ふじさわ防災ナビ、防災行政無線情報のツイッターによる配信等を記載しました。2点目は、学校状況の発信ツールで、本年度から運用が始まった学校連絡メールや学校ホームページの有効的な活用について記載しました。

(3) 「学校の実態に即した防災対策」では、改訂のポイントは2点で、1点目は、児童生徒の下校・引き渡しの措置についてで、保護者の引き取りを原則としているが、学校周辺の被災状況を鑑み、安全が確認された場合は、学校連絡メール等で保護者に周知を図った上で、学校長の判断で児童生徒の下校を可能としました。また、小学校において、保護者の引き取りを必要とする場合、事前に保護者からの申し出があれば、中学生を小学生の弟、妹の引き取り人として認めることとしました。2点目は、避難施設開設における対応で、児童生徒が在校している時間帯、登下校中、休業日、早朝・夜間に発災した場合の、児童生徒の安全確保や避難施設開設における対応が図られるよう工程表を記載しております。

(4) 「新たな基準や表現の変更」では、気象庁より平成25年3月に津波警報・注意報の発表方法や表現が改善されたこと、また同年8月に特別警報という新たな基準が発表されたことについて、その内容の詳細について記載しました。

5 「今後について」では、今回の改定版については、既に市立小・中及び特別支援学校の全教職員に配布する予定になっております。今後、各学校においては改訂版の記載内容を基に、地域や学校の実情に合わせて新たな学校防災計画を作成し、その計画を基に避難訓練等を実施する中で必要に応じて見直しを図りたいと思っております。また、保護者に対しては、

学校防災計画の概要版を配布するとともに、周知及び啓発を行ってまいります。

教育委員会としては、各学校の防災計画を集約し、実態把握に努めるとともに、その計画策定に当たって助言等を行うことにより、児童生徒の安全確保及び学校における防災教育の充実を図ってまいります。以上で説明を終わります。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 学校防災対策本部の設置について、藤沢市は震度4で災害対策本部を設置するということですが、学校防災対策本部は夜間・休日等児童生徒が在籍していないときは設置されるのか。児童生徒が在籍していないときは設置しないということであれば、そのことを記載しなくていいのかがでしょうか。

松原教育指導課主幹 震度4の地震が発生した時点で、学校における防災対策本部も設置の方向で準備を進めてまいります。休日、授業日と区別なく設置をしてまいるといってご理解いただきたいと思っております。

赤見委員 対策本部を設置した後、解散する状況が決まっていれば、藤沢市の対策本部も含めて教えてください。

松原教育指導課主幹 解散については市の防災対策本部からの指示を受けての解散となると思っております。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 次に、(2)「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」の結果について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 平成26年2月に実施しました「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」の結果について、ご報告いたします。
(議案書参照)

1 調査の概要 (1)「調査目的」では、前回の調査により、藤沢市立学校で体罰事案が認められたことを受け、教育委員会では体罰の根絶を目指した取り組みを推進してまいりました。本調査を実施することにより、体罰の根絶に向けた取り組みをさらに進めるための契機といたします。

(2)調査主体、(3)実施主体は記載のとおりです。(4)調査内容について、アの教職員向け調査とイの児童生徒及び保護者向けアンケート調査の2種類を行いました。(5)回答数について、アの教職員向け調査については、参考に平成24年度回答数を併記しております。小学校1件、中

学校1件、特別支援学校0件の合計2件が報告されました。イの児童生徒及び保護者向けアンケート調査については、小学校2,008通、中学校413通、特別支援学校5通、合計2,426通の回答となり、回収率は7.2%でした。(6)平成25年の児童生徒及び保護者向けアンケート調査における回答の種類及び再調査を依頼した数についてですが、括弧内には平成24年度調査の数を記載しております。小学校については回答のあった2,008通のうち1,694通が白紙での回答でした。記載のあった314通のうち実際に体罰を「受けた」、「見た」と記載があったものは38通です。その中で学校長に再調査を依頼したものが18件、18人ありました。中学校については、回答のあった413通のうち333通が白紙での回答でした。記載のあった80通のうちで、実際に体罰を「受けた」「見た」と記載があったものが14通です。その中で学校長に再調査を依頼したものが13件、11人ありました。特別支援学校については、回答のあった5通のうち3通が白紙での回答でした。記載のあった2通のうち実際に体罰を「受けた」、「見た」と記載があったものはありませんでした。

なお、調査の依頼から除外した案件のAは、50ページに資料1として添付しました文部科学省作成の「体罰について」に基づいて、体罰とは判断されないもの、それからイの体罰の事実が特定できないものとしては、学年、体罰が行われた場面、教職員名等の記載がなく、具体が判断できないものです。ウの危険を回避するための力の行使であると判断されたものとしては、生徒が教職員に対して手足を出す中で、教職員の足が当たってしまったなどです。

(7)再調査方法については、記載内容に基づき、校長より該当教諭又は児童生徒に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、保護者に対しては、必要に応じ、市教育委員会より聞き取りを行い、事実の確認を行いました。

2 再調査結果について (1)教職員向け調査結果に関しては、県教育委員会に報告する事案はありませんでしたが、校長による継続的な指導が小学校、中学校ともに1人となっています。(2)児童生徒及び保護者向けアンケート調査についての再調査結果は、前回の調査では県教育委員会に報告した事案が小・中校合わせて4件ありましたが、今回の調査ではありませんでした。しかし、前回の調査においても報告があったことから、今回は市教育委員会による指導を中学校で1人行いました。校長による継続的な指導については小学校8人、中学校6人でした。事実が認められなかったものとしては、小学校9人、中学校3人でした。前年度のもので指導済みのものが小学校、中学校ともに1人ございました。参考に平成24

年度の再調査の結果も記載しております。なお、平成 25 年度内に県教育委員会に報告した件数として、中学校で 1 件ありました。本調査以前にこれについては処分が済んでおります。

3 児童生徒及び保護者から寄せられた意見 (1) 小学校では、ア「言葉の暴力」について、イ 年代を問わず、軽い気持ちで頭を叩く等の行為をする教職員がいる。ウ 無理に給食を食べさせる。エ 机・椅子を蹴る。オ 休み時間に残った課題をやらされ、休み時間が確保されない。カ 児童の前と、保護者の前で態度が違う教職員がいる。

(2) 中学校では、ア「言葉の暴力」について、イ 学年集会など、多数の生徒が集まる際に、態度が悪いなどと注意をする教職員がいた等の意見がありました。

4 平成 25 年度の取り組み (1) 市教育委員会の取り組みでは、ア 教職員向けに体罰防止に向けた啓発リーフレットの作成・配付(資料 2 参照) イ 各学校でのリーフレットの活用状況と校内研修の実施状況の把握 ウ 各年次経験者研修会における、体罰防止に向けた講話の実施 エ 中学校体育連盟理事部長会において指導主事による部活指導のあり方に関する講話の実施 (2) 学校等での取り組みでは、ア 市教育委員会が作成した啓発リーフレット及び神奈川県教育委員会作成による体罰防止ガイドラインの活用を全 55 校でいたしました。イ 体罰防止に向けた校内研修を実施いたしました。回数については小学校 35 校で延べ 96 回、中学校・特別支援学校 20 校で延べ 36 回となります。ウ 中学校体育連盟種目専門部ごとの指導方法のあり方研修の実施 エ 中学校体育連盟運動部活動顧問全体会で外部講師による研修の実施

5 考察 前回の調査と比べ、学校に再調査を依頼した件数と体罰の認知件数がともに大幅に減少しております。これはさまざまな取り組みを行う中で教職員の体罰への意識の向上が見られた成果であると考えられます。しかし、依然として体罰事案が認知されたり、机・椅子を蹴る、軽く頭を叩くといった、今後体罰への発展が心配されるケースがみられました。その結果、校長による継続的な指導が必要な案件が増加する結果につながりました。これは、校長による聞き取りの中で「つい」「軽い気持ちで」という声が聞かれたことから、教職員の意識の問題が大きな原因だと考えられます。今後も長期的、継続的な意識づけを行い、「いかなる場合であっても、体罰はしてはいけない」という自覚を持たせていく必要があります。なお、教職員の言葉の暴力については、今回の調査でも多くの指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発が引き続いての課題であると考えており、校内研修や各種研修を活用した教職員への啓発を

今後も継続して取り組んでまいります。

6 今後の取り組み (1) 市教育委員会と学校との連携により、今後も継続する取り組みでは、ア 教職員の人権意識の向上に向け啓発資料を提供し、校内研修の充実を図る。イ 人権・環境・平和担当者会において人権教育についての研修の実施、実際に研修者が参加したり、体験したりする活動で、学校に持ち帰りすぐに実践にできる内容のものを考えております。ウ 各年次経験者研修において、体罰防止についての講話を実施する。エ 中学校部活動については、外部講師を招いて、生徒が自主的に取り組む部活動のあり方を引き続き研究する。(2) 新たな市教育委員会の取り組みは3点で、ア 「児童生徒指導の手引き」改訂定版を配付して、教職員の児童生徒に対する指導のあり方を示すとともに、研修会等で活用し、子どもに寄り添った指導を促す。イ 学校問題解決支援員作成の人権啓発資料により、言葉の暴力への啓発を行い、校長会を通して全教職員へ発信します。ウ 「ヒヤリハット事例」において、体罰につながる恐れのある事例を紹介し、実際の場面を想定した研修会等に役立てます。

今後も市教育委員会としては、児童生徒が安心して生活できる学校づくりの推進に努めてまいります。以上です。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 前回と比べ再調査を依頼した件数と体罰の認知件数がともに大幅に減少したことは喜ばしいことなので、引き続き体罰ゼロを目指し、ご尽力をお願いします。

アンケートの回収率が10%以下で、しかも回収された中で白紙回答が8割以上ということですが、回答がなかったものと白紙回答の主なものは、体罰を受けたけれども、あえて書かなかった例はないとお考えなのか、その辺の分析を教えてください。

小木曾教育指導課長 保護者、児童生徒向けのアンケートは、注意書きの中に「特に何もなければ郵送しなくてもいい」というような条件が書いてあります。その中で返ってくるものの中の「白紙」というのは、何もなかったというものと混ざっていたということで、このような結果になっています。特に、家庭の方で、何もなければ出す必要もないということで10%以下という数字になっていると考えております。

阪井委員 児童生徒がアンケートを書く状況ですけれども、学校での集団の中で書いているというような事例はなかったのでしょうか。

松原教育指導課主幹 児童生徒の回答については、基本的に家庭に持ち帰っての記載をお願いしているので、そういうことはないと考えております。

吉田委員 件数が減ったことは喜ばしいという赤見委員の言葉がありましたが、事務局もさることながら学校の取り組みとして教職員の啓発に努めていたと捉えております。まだまだ課題は多くありますが、昨年度は重大な案件が起こりまして、校長先生はじめ各学校の教職員が一丸となって子どもにどういった教育をしていったらいいのか、どんな部活動が望ましいのかということ考えた1つの成果と思います。これからも事務局として学校に対して啓発活動を続け、教職員が愛情を持って子どもたちの教育にあたることができるように努めていきたいと考えています。

関野委員 平成25年に小学校で18人というのは、体罰を「受けた」、「見た」と記載があった38通から18人が浮かび上がったのだろうと読み取っています。例えば1人の教職員に集中して保護者や児童からの記載があったとか、何か突出して体罰を行っていたというようなのは、県の教育委員会に報告をしていないということから、そんなひどい事例はなかったのだろうと思いますが、校長による継続的な指導とは、どのような指導をされているのか、また多くあった事例があるなら教えてください。

松原教育指導課主幹 学校に調査を依頼した数については、体罰の疑いが事実として可能性が考えられるというものについて調査を依頼しておりますので、38から18という数の違いについては、確認をしてその時点で調査の依頼から外した部分に該当しているというところで外したものです。重複があったところについては、中学校の13件、11人に対して調査を依頼したところが重複の現れでありまして、実質2名の者について2件ずつの重複での事案が上がってきたところです。学校長による継続的な指導というところについては、今回、上がってきた事案をどういう状況の中で起こったことなのかということ整理する中で、そのときの対応として、本来はこうあるべき対応の姿ではないかということまで掘り下げて確認をしたということと、同じような場面の中での対応について教職員自身に考えてもらうという方向に導いております。それから多かった事案に関しては、一番は言葉で、子どもの心を傷つけてしまうような言葉を発してしまうというケースが、再調査を依頼した案件の中にも多数ありました。

吉田教育部長 若干つけ加えさせていただきますと、学校長等に調査を依頼し、そこで継続的な指導を行うという中には有形力の行使をしたということだけではなくて、言葉等の問題があります。それが今後体罰に発展する可能性のあるということがありますので、有形力の行使以外は不適切な指導も継続的に指導をしてもらうというような中に入れているということです。体罰については、1つ1つの様態等についてよく話を聞き、子どもたちの話もよく聞いた中で、そういった行為がなくなるように今後とも指導をして

まいりますので、よろしくお願いいたします。

関野委員 校長による継続的な指導を受けている教職員は、その事実について認めているということですか。

小木曾教育指導課長 そのとおりです。

井上委員長 いろいろな取り組みをしていくことによって体罰が減っているということは調査結果からも読み取れますが、今後、根絶に向けた努力をお願いしたいと思います。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 以上で、本日予定いたしました審議する案件は、すべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で報告事項がある方はいらっしゃいますか。

井上委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月26日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催ということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、次回の定例会は、6月26日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議日程はすべて終了いたしました。

午後4時29分 閉会